

福岡医発第 1375 号 (地)
令和 6 年 8 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」
周知のためのリーフレットの送付について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」が令和 6 年 4 月 5 日に施行され、旧優生保護法一時金の支給の請求期限が令和 6 年 4 月 23 日から令和 11 年 4 月 23 日に 5 年延長されたことにつきましては、令和 6 年 5 月 10 日付福岡医発第 496 号 (地) にて、貴会宛ご連絡しているところで

す。

今般、福岡県福祉労働部より、別添のとおりこども家庭庁及び福岡県作成の本制度の周知を図るためのリーフレットについて、周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

1 法の改正内容

法に規定されている一時金の支給の請求期限 (令和 6 年 4 月 23 日) を 5 年延長し、令和 11 年 4 月 23 日までとする。

2 送付物

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) こども家庭庁作成リーフレット | 1 部 |
| (2) こども家庭庁作成リーフレット (知的障がい者向け) | 1 部 |
| (3) 子育て支援課作成リーフレット | 1 部 |

※リーフレットの電子データは県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/yuseihogoho.html>

小郡三井医師会より 母子保健担当理事 工藤嘉公
会長 島田昇二郎

6 子 育 第 1 0 3 2 号
令 和 6 年 7 月 2 5 日

公益社団法人福岡県医師会会長
公益社団法人福岡県病院協会会長
一般社団法人福岡県私設病院協会会長
一般社団法人福岡県精神科病院協会会長
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
福岡県産婦人科医会会長
福岡県泌尿器科医会会長

殿

福岡県福祉労働部長
(子育て支援課母子保健係)



「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」
周知のためのリーフレットの送付について（周知依頼）

平素より、本県の母子保健行政に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号。）」の一部を改正する「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第12号。以下「改正法」という。）」が令和6年4月5日に施行されました。

改正法では、一時金支給の請求期限が5年延長することとされており、請求期限は令和11年4月23日に変更となりました。

つきましては、下記リーフレットを送付しますので、貴会会員の医療機関に対し、本制度を御周知くださいますようお願い申し上げます。

記

1 法の改正内容

法に規定されている一時金の支給の請求期限（令和6年4月23日）を5年延長し、令和11年4月23日までとする。

2 送付物

- | | |
|--|-----|
| (1) こども家庭庁作成 リーフレット | 1 部 |
| (2) 〃 (知的障がい者向け) | 1 部 |
| (3) 子育て支援課作成 リーフレット | 1 部 |

※リーフレットの電子データは県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/yuseihogoho.html>

【お問い合わせ先】

福岡県福祉労働部 子育て支援課
母子保健係 村上

TEL 092-643-3307

MAIL boshihoken@pref.fukuoka.lg.jp

旧優生保護法による 優生手術（生殖を不能にする手術）などを受けた方へ

- 平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法（以下「法」という）」が成立し、公布・施行されました。
- 法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。
- 法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

1. 一時金の対象となる方

以下の①または②に該当し、現在、生存されている方。

- ① **昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術（生殖を不能にする手術）を受けた方**

※母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます。

- ② ①のほか、**同じ期間に生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた方**

※母体保護や疾病の対策の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らか
な手術などを受けた方を除きます。

2. 一時金の金額

320万円（一律）

支給決定後、ご指定の金融機関の口座に独立行政法人福祉医療機構から振り込まれます。

3. 一時金の請求手続き

- ・ 福岡県旧優生保護法一時金受付・相談窓口にて請求書を提出してください。
（郵送による提出も可能です）
- ・ 請求書や添付書類（診断書・領収書）の様式は、旧優生保護法一時金の特設サイトや福岡県のホームページや窓口から入手できます。
- ・ 請求期限は、**令和11年4月23日（法律施行日から10年以内）**です。
※ 法改正により、請求期限が5年延長されました。
※ 請求書の記載事項や添付書類については裏面をご覧ください。

② お問合せ先

福岡県旧優生保護法一時金受付・相談窓口

受付時間 9:00～17:15（月曜日から金曜日。土日祝、年末年始を除く。）

☎ 092-632-5175 ✉ ichijikin@pref.fukuoka.lg.jp

こども家庭庁 旧優生保護法一時相談窓口

受付時間 10:00～17:00（月曜日から金曜日。土日祝、年末年始を除く。）

☎ 03-3595-2753 ✉ ichijikin@cfa.go.jp



こどもまんなか
こども家庭庁



請求書の記載事項や添付書類

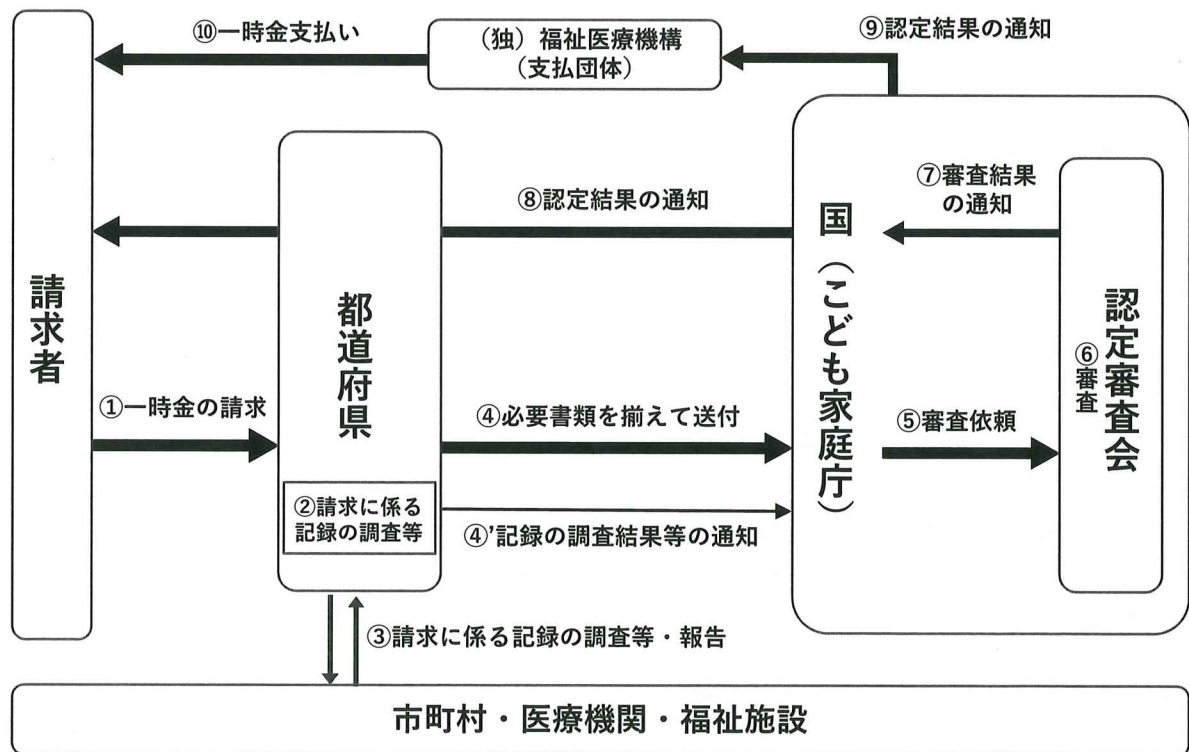
請求書には、様式に沿って、優生手術などを受けた医療機関の名称及び所在地、手術などを
受けた年月日（時期）、手術などを受けるに至った経緯などを記載して下さい。



一時金請求時の提出書類

- ① 請求書
- ② 住民票の写しなど請求者の氏名、住所又は居所を証明する書類
- ③ 優生手術などを受けたかどうかについての診断の結果が記載された医師の診断書
- ④ ③の診断書の作成に要する費用が記載された領収書など
(一時金の支給が認められた場合、診断書作成費用が支給されます)
- ⑤ 一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類
(通帳やキャッシュカードの写しなど)
- ⑥ その他請求に係る事実を証明する資料（例：障害者手帳、戸籍謄本、関係者の陳述書、
都道府県や医療機関等から入手した優生手術等の実施に関する書類など）

一時金支給手続の流れ



※ 上記の流れは、現在居住している都道府県内で手術を受けていた場合。現在居住している都道府県以外で手術を受けていた場合、
請求は現在居住している都道府県に対して行い、記録の調査等は、国からの通知を受けて、手術を受けていた都道府県が実施。
※ 請求者が、記録等により一時金の支給対象者に該当することを確認できる場合は、⑤～⑦は省略。

旧優生保護法による 優生手術などを受けた方へ 一時金を受けとることができます。

「旧優生保護法一時金支給法」の趣旨について

平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法（以下「法」という）」が成立し、公布・施行されました。法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。

法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

対象となる方

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

- ① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術（生殖を不能にする手術）を受けた方

（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）

- ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方

（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます）

一時金の金額

320万円（一律）です。

※支給決定後、ご指定の金融機関の口座に独立行政法人福祉医療機構から振り込まれます。

請求手続きについて

- 請求期限は、令和11年4月23日です。
- お住まいの都道府県の窓口で請求書を提出してください（郵送による提出も可能です）。
- 請求書や添付書類（診断書・領収書）の様式は、旧優生保護法一時金の特設サイトに掲載しているほか、都道府県のホームページや窓口などでも入手できます。

請求書の記載事項や添付書類について

- ▶ 請求書には、様式に沿って、優生手術などを受けた医療機関の名称及び所在地、手術などを受けた年月日（時期）、手術などを受けるに至った経緯などを記載してください。
- ▶ 請求書を提出する際には、以下の資料を添付してください。
 - ・ 住民票の写しなど請求者の氏名、住所又は居所を証明する書類
 - ・ 現在、優生手術などを受けた際の手術痕が残っているかどうかについての医師の診断書（特に優生手術などを実施した記録が残っていない場合には、一時金支給認定にあたっての重要な資料になりますので、可能な限り請求書とあわせて提出してください）
- ※ 心理的ストレスが大きいなど医療機関の受診が困難な場合には、添付を省略することが可能となりますので、都道府県の窓口にご相談ください。
- ・ 上記の診断書の作成に要する費用が記載された領収書など（一時金の支給が認められた場合、診断書作成費用が支給されます）
- ・ その他請求に係る事実を証明する資料（例：障害者手帳、戸籍謄本、関係者の陳述書、都道府県や医療機関などから入手した優生手術などの実施に関する書類など）
- ・ 一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類（通帳やキャッシュカードの写しなど）

【請求期限：令和11年4月23日】

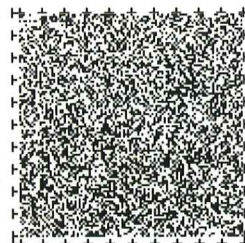
法改正により、請求期限が5年延長されました。

お問い合わせ先

- ▶ 具体的な一時金の請求や相談に関することは、お住まいの都道府県の窓口にお問い合わせください。各都道府県の窓口については、裏面をご覧ください。
- ▶ また、こども家庭庁にも一時金の制度全般に関する相談窓口を設置しています。裏面をご参照ください。

こどもまんなか

こども家庭庁

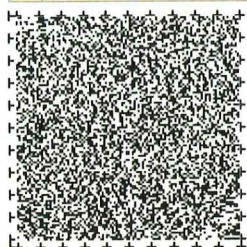


このマークは、視覚に頼れない方などが使う音声コード（Uni-Voiceコード）です。

都道府県 受付・相談窓口 一覧

令和6年4月1日現在

No	都道府県	窓口	電話・FAX・☎ メールアドレス・🌐 ホームページ
1	北海道	旧優生保護法に関する相談支援センター	電話 0120-031-711 (専用) FAX 011-232-4240 ☎ hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp
2	青森県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 017-734-9056 (専用) FAX 017-734-8091 ☎ kyuyuseihogoho-sodan@pref.aomori.lg.jp
3	岩手県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口、県保健所	電話 019-624-6015 (専用) FAX 019-629-5464 ☎ AD0007@pref.iwate.jp
4	宮城県	宮城県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 022-211-2322 (専用) FAX 022-211-2591 ☎ kosodates@pref.miyagi.lg.jp
5	秋田県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 018-860-1431 (専用) FAX 018-860-3821 ☎ hoken@pref.akita.lg.jp
6	山形県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 023-630-2459 (専用) FAX 023-625-4294 ☎ yusei@pref.yamagata.jp
7	福島県	旧優生保護法に関する相談窓口	電話 024-521-8294 (専用) FAX 024-521-7747 ☎ kosodate@pref.fukushima.lg.jp
8	茨城県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 029-301-3270 (専用) FAX 029-301-3264 ☎ shoutai1@pref.ibaraki.lg.jp
9	栃木県	旧優生保護法関係相談窓口	電話 028-623-3064 FAX 028-623-3070 ☎ boshihoken@pref.tochigi.lg.jp
10	群馬県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 027-226-2606 FAX 027-226-2100 ☎ jidouka@pref.gunma.lg.jp
11	埼玉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 048-831-2777 (専用) FAX 048-830-4804 ☎ a3570-12@pref.saitama.lg.jp
12	千葉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 043-223-2332 (児童家庭課)のほか県内各健康福祉センター FAX 043-224-4085 🌐 https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/yuseihogo/toiawase.html
13	東京都	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 03-5320-4206 (専用) FAX 03-5388-1401 ☎ S1140201@section.metro.tokyo.jp
14	神奈川県	旧優生保護法に関する一時金支給受付・相談窓口	電話 045-663-1250 (専用)、045-210-4727 FAX 045-210-8860 🌐 https://dshinsei.e-kagawa.lg.jp/140007-u/offer/userLoginDispNon.action?tempSeq=5953&accessFrom=
15	新潟県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 025-280-5197 FAX 025-285-8757 ☎ ngt040240@pref.niigata.lg.jp
16	富山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 076-444-3525 (専用) FAX 076-444-3493 ☎ akodomokatei@pref.toyama.lg.jp
17	石川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 076-225-1495 (専用) FAX 076-225-1423 ☎ yuuseihogo@pref.ishikawa.lg.jp
18	福井県	健康福祉部こども未来課、県内各健康福祉センター	電話 0776-20-0286 (こども未来課)のほか県内各健康福祉センター FAX 0776-20-0640 ☎ kodomomirai@pref.fukui.lg.jp
19	山梨県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 055-223-1360 (専用) FAX 055-223-1475 ☎ kosodate@pref.yamanashi.lg.jp
20	長野県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 026-235-7143 (専用) FAX 026-235-7170 ☎ boshi-shika@pref.nagano.lg.jp
21	岐阜県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	電話 058-272-0877 (専用) FAX 058-278-3518 ☎ yusei-sodan@govt.pref.gifu.jp
22	静岡県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 054-221-3157 (専用) FAX 054-221-3521 ☎ kokatei@pref.shizuoka.lg.jp
23	愛知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 052-954-6009 (専用) FAX 052-954-7493 ☎ kokoro@pref.aichi.lg.jp
24	三重県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 059-224-2260 (専用) FAX 059-224-2270 ☎ sodachi@pref.mie.lg.jp
25	滋賀県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 077-528-3567 FAX 077-528-4868 ☎ boshihoken@pref.shiga.lg.jp
26	京都府	京都府旧優生保護法一時金相談ダイヤル	電話 075-451-7100 (専用) FAX 075-414-4792 ☎ kyuho-ichijikin@pref.kyoto.lg.jp
27	大阪府	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 06-6944-8196 (専用) FAX 06-6910-6610 ☎ ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp
28	兵庫県	旧優生保護法専用相談窓口	電話 078-362-3439 (専用) FAX 078-362-3913 ☎ kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp
29	奈良県	奈良県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0742-27-8643 (専用) FAX 0742-27-8643 ☎ boshihoken@office.pref.nara.lg.jp
30	和歌山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 073-441-2642 (健康推進課)のほか県保健所 FAX 073-428-2325 ☎ e0412001@pref.wakayama.lg.jp
31	鳥取県	旧優生保護法相談・請求受付窓口	電話 0857-26-7145 (福祉保健課)のほか県内総合事務所 FAX 0857-26-8116 ☎ yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp
32	島根県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0120-012974 (専用)、0852-22-6625 (専用) FAX 0852-22-6328 ☎ kenkosuishin@pref.shimane.lg.jp
33	岡山県	旧優生保護法相談窓口	電話 086-226-7870 (専用) FAX 086-226-7871 ☎ yuuseihogo@pref.okayama.lg.jp
34	広島県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 082-227-1040 (専用) FAX 082-502-3674 ☎ fukodomo@pref.hiroshima.lg.jp
35	山口県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 083-933-2946 (専用) FAX 083-933-2759 ☎ a13300@pref.yamaguchi.lg.jp
36	徳島県	旧優生保護法一時金支給に関する受付・相談窓口	電話 088-621-2300 (専用)のほか県保健所 FAX 088-621-2843 ☎ kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp
37	香川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 087-832-3900 (専用) FAX 087-806-0207 ☎ kodomokatei@pref.kagawa.lg.jp
38	愛媛県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 089-912-2405 (健康増進課)のほか県保健所 FAX 089-912-2399 ☎ healthpro@pref.ehime.lg.jp
39	高知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 088-823-9727 (専用) FAX 088-823-9658 ☎ yuuseihogo@ken.pref.kochi.lg.jp
40	福岡県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	電話 092-632-5175 (専用) FAX 092-643-3260 ☎ ichijikin@pref.fukuoka.lg.jp
41	佐賀県	旧優生保護法一時金請求相談窓口	電話 0120-525-856 (専用) FAX 0952-25-7300 ☎ kodomo-katei@pref.saga.lg.jp
42	長崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 095-895-2446 (専用) FAX 095-825-6470 ☎ s04820@pref.nagasaki.lg.jp
43	熊本県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 096-333-2352 (専用) FAX 096-383-1427 ☎ yuusei@pref.kumamoto.lg.jp
44	大分県	旧優生保護法相談窓口	電話 097-506-2760 (専用) FAX 097-506-1735 ☎ sodan12210@pref.oita.jp
45	宮崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0985-26-0210 (専用) FAX 0985-26-7336 ☎ kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp
46	鹿児島県	鹿児島県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 099-286-3374 (専用) FAX 099-286-5561 ☎ ichijikin@pref.kagoshima.lg.jp
47	沖縄県	こども未来部子育て支援課母子保健班	電話 098-866-2457 FAX 098-866-2433 ☎ aa031305@pref.okinawa.lg.jp



こども家庭庁旧優生保護法一時金相談窓口

☎ 電話番号 03-3595-2575 📠 FAX 03-3595-2753

☎ メールアドレス ichijikin@cfa.go.jp

🕒 受付時間 10:00~17:00 (月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

※窓口に関する詳細は、旧優生保護法一時金特設サイトや各都道府県のホームページなどをご確認下さい。

旧優生保護法一時金特設サイト

